

2013年7月2日

テレコムクレジット株式会社代理人
弁護士
同

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064
さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL 048-844-8971 / FAX 048-844-8973
検討委員長 長田 淳

再々お問合せ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会から送付いたしました平成25年4月25日付け「再お問合せ」文書に対する、貴社からの平成25年5月21日付け回答書を受領いたしました。ご回答に感謝申し上げます。

再度、以下の点についてご意見を伺いたく、ご連絡いたします。

つきましては本問合わせに対する回答を、平成25年7月22日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、繰り返しとなりますが、本問合わせ書及び貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがある旨を、念のため申し添えます。

敬具

記

1 貴社は、サイト利用者と貴社との間には契約関係がないことから、消費者契約法の適用のある「事業者」に該当しない、とご主張されます。

しかしながら、消費者は、貴社の決済代行サービスを利用するにあたり、貴社の設置・運営するホームページ上で、クレジットカード番号等の必要事項を入力し、クレジットカード情報も貴社が管理し、支払いにあたるカード会社の請求書には、貴社の番号が問い合わせ先として記載され、さらに貴社は、アクワイアラーを通じて、サイト利用者が立替払債務として負担した金額から手数料を控除した金額を受領しているものであり、サイト利用者との間に何ら契約関係がないというご主張は、極めて不合理です。

上記の事実に鑑みますと、サイト利用者がサイト利用に当たって貴社の決済代行サービスを利用してクレジット決済をすることを選択した場合には、サイト運営事業者との間だけではなく、当該サイト利用者との間にも、貴社の決済代行サービスを利用してクレジットによる立替払いを受けられる契約が成立することとなり、貴社とサイト利用者との間には、契約関係があることは、明らかであると思料いたします。

この点、貴社とサイト利用者との間に、何らの契約関係が存在しないとするのであれば、サイト利用者がサイト利用にあたって貴社の決済代行サービスを利用できる根拠について、ご教示下さい。

2 また、貴社は、「本規約が消費者とテレコム社との間でクレジット決済代行の利用上のトラブルが発生した場合まで、免責するものではない」とされておりますが、貴社とサイト利用者たる消費者との間に契約関係が存在しないとするのであれば、「消費者とテレコム社との間のクレジット決済代行の利用上のトラブルが発生した場合」とはどのような場面を想定されているのか、ご教示下さい。

3 なお、貴社は、貴社の規約は、貴社とサイト運営事業者との間の契約関係を定めるものであり、契約当事者間のみならず共有を許された内部資料であるため、原則として当会への開示はできない、とご主張されます。

しかしながら、そもそも、当会が今般貴社に対して開示を求めています規約等は、貴社とサイト利用者との間の免責条項等を含む規約であり、サイト運営事業者との間の規約の開示をお願いしているものではありません。貴社におかれましては、貴社の決済代行契約に関するサイト利用者に対する免責条項等を含むサイト利用者との間の取り決めについて、開示下さいますよう、重ねてお願いいたします。当該取り決めの開示をお願いする必要性及び重要性につきましても、すでに平成 25 年 4 月 25 日付文書にてお伝えしているとおりです。

仮に、貴社において、サイト利用者との間に何らの取り決めもなされていないとご主張される場合には、上記免責条項をサイト上に記載している理由についてご教示下さい。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8971 FAX : 048-844-8973